

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月5日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第6号

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の備考」を「備考」に改め、同条第2項中「の備考括弧書き」を「備考括弧書き」に改め、同条第3項中「の備考」を「備考」に改め、同条第4項中「の備考括弧書き」を「備考括弧書き」に改める。

第32条第1項第1号中「次に掲げる」を「あって、次のいずれかに該当する」に改め、同条第2項第6号中「3,600円」を「4,800円」に改める。

附則第6項中「第2条第3項及び第6項」を「第2条第2項及び第4項」に改める。

別表第7 1 3級の項中「教職員条例別表第1の備考に定める教職員」を「第2条第1項に規定する者」に改め、同表4級の項中「12,800円」の右に「(第2条第1項に規定する者にあつては、12,900円)」を加える。

別表第7 2 3級の項中「教職員条例別表第2の備考に定める教職員」を「第2条第3項に規定する者」に改め、同表4級の項中「13,200円」の右に「(第2条第3項に規定する者にあつては、13,300円)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第32条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第7の規定は、令和8年1月1日から適用する。

(給料の調整額の内払)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の京都市教職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)